

令和5年10月2日
国立大学法人東京外国語大学

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、令和5年9月30日付けで懲戒処分を行いましたので「国立大学法人東京外国語大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、次のとおり公表いたします。

1. 事案の概要

令和5年2月18日に旅行先の大阪府寝屋川市にある野球用品店において、野球のグローブ1点(66,000円相当)を万引きした。後日、犯行が発覚し、警察で事情聴取を受け、万引きの事実を認め、書類送検された。

2. 処分内容等

(1) 被処分者 事務職員(一般係員) 男性 30代

(2) 処分内容 出勤停止(3ヶ月)

(3) 処分年月日 令和5年9月30日

なお、当該職員は、同日付けで依願退職しました。

(4) 処分理由

- ・国立大学法人東京外国語大学職員就業規則第56条第2項第6号「刑法その他罰則法規の各規定に反する行為を行い、その犯罪事実が明らかになったとき」及び第11号「私生活上の非違行為や本学に対する誹謗中傷等によって本学の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき」に該当。

3. 学長コメント

本学職員としてあるまじき行為であり、かかる行為は決して許されることではありません。大学としてこのことを厳粛に受け止め、今後このようなことが再び起こらないよう教職員に対する指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。